

高知県新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>本 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。ただし、補助事業者が令和3年5月9日以降に接種したものを対象とする。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第4条第2号及び第3号並びに第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年12月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年7月13日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年10月14日から施行する。</u></p>	<p>本 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。ただし、補助事業者が令和3年5月9日以降に接種したものを対象とする。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第4条第2号及び第3号並びに第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年12月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年7月13日から施行する。</p>

別表第1 (第3条、第7条関係)

区分(※1)	補助事業者の種別	補助対象要件(※2)	基準単価	備考
1	診療所	週100回以上の接種を、以下それぞれの期間のなかで4週間以上行った場合、かつ、補助対象となるそれぞれの1週間のうち1日以上、時間外等に接種体制を用意していること。(※3)(※4) ①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで ⑧令和4年8月7日から令和4年10月1日まで ⑨令和4年10月2日から令和4年12月3日まで ⑩令和4年12月4日から令和5年2月4日まで ⑪令和5年2月5日から令和5年3月31日まで	1回の接種当たり2,000円	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数に応じて交付 ただし、時間外等の要件は⑩～⑪について適用
2	診療所	週150回以上の接種を、以下それぞれの期間のなかで4週間以上行った場合、かつ、補助対象となるそれぞれの1週間のうち1日以上、時間外等に接種体制を用意していること。(※3)(※4) ①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで ⑧令和4年8月7日から令和4年10月1日まで ⑨令和4年10月2日から令和4年12月3日まで ⑩令和4年12月4日から令和5年2月4日まで ⑪令和5年2月5日から令和5年3月31日まで	1回の接種当たり3,000円	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数に応じて交付 ただし、時間外等の要件は⑩～⑪について適用
3	診療所	・令和3年5月9日から令和5年3月31日までの間に、1日当たり50回以上のまとまった規模の接種を行った場合、かつ、補助対象となる日において時間外等に接種体制を用意していること。(※4)	1日当たり10万円	診療所については、区分1又は区分2の要件を満たさない週に属する日に限り算定する ただし、時間外等の要件は、令和4年10月2日以降に適用
4	病院	・令和3年5月9日から令和4年11月30日までの間に、1日当たり50回以上のまとまった規模の接種を行った場合、かつ、補助対象となる日において時間外等に接種体制を用意していること。(※4)	1日当たり10万円	令和4年11月30日までは補助対象となる ただし、時間外等の要件は、令和4年10月2日以降に適用
5	病院	特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、1日当たり50回以上の接種を週1日以上達成する週が、以下それぞれの期間のなかで4週間以上あった場合 ①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで ⑧令和4年8月7日から令和4年10月1日まで ⑨令和4年10月2日から令和4年12月3日まで ⑩令和4年12月4日から令和5年2月4日まで ⑪令和5年2月5日から令和5年3月31日まで	医師 1人1時間当たり 7,550円 看護師等 1人1時間当たり 2,760円	・看護師等には事務職員も含む ・1日当たり50回以上の接種を行った日に限り算定することができる

(※1) 診療所については、同一の日に区分1～3の重複算定は不可。
(※2) 予診のみの回数は含まない。
(※3) 時間外等とは、時間外:当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間、夜間:18時以降(当該医療機関の標榜する診療時間でも可)、休日:土日祝日(当該医療機関の標榜する診療日でも可)のいずれかのこと。
(※4) 接種体制を用意には、時間外等において、自院で接種体制を用意すること他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合を含む。

別表第1 (第3条、第7条関係)

区分(※1)	補助事業者の種別	補助対象要件(※2)	基準単価	備考
1	診療所	週100回以上の接種を、以下それぞれの期間のなかで4週間以上行った場合 ①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで ⑧令和4年8月7日から令和4年9月30日まで	1回の接種当たり2,000円	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数に応じて交付
2	診療所	週150回以上の接種を、以下それぞれの期間のなかで4週間以上行った場合 ①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで ⑧令和4年8月7日から令和4年9月30日まで	1回の接種当たり3,000円	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数に応じて交付
3	病院 診療所	・令和3年5月9日から令和4年9月30日までの間に、1日当たり50回以上のまとまった規模の接種を行った場合	1日当たり10万円	診療所については、区分1又は区分2の要件を満たさない週に属する日に限り算定することができる
4	病院	特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、1日当たり50回以上の接種を週1日以上達成する週が、以下それぞれの期間のなかで4週間以上あった場合 ①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで ⑧令和4年8月7日から令和4年9月30日まで	医師 1人1時間当たり 7,550円 看護師等 1人1時間当たり 2,760円	・看護師等には事務職員も含む ・1日当たり50回以上の接種を行った日に限り算定することができる

(※1) 診療所については、同一の日に区分1～3の重複算定は不可。
(※2) 予診のみの回数は含まない。

